

## チュニジアの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

チュニジア共和国（以下「チュニジア」という）は、人口約 1,220 万人の共和制国家である。アフリカ大陸の北部に位置し、北と東は地中海に面しており、南東にリビア、西にはアルジェリアがある。チュニジアの国土の面積は、約 16.4 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の 4 割強の大きさである。首都はチュニスである。公用語はアラビア語であるが、フランス語も国民の間で広く用いられている。宗教については、イスラム教（スンナ派）が約 99%を占めている。通貨はチュニジア・ディナール（TND）である<sup>2</sup>。

現在のチュニジアの地域は、1574 年からオスマン帝国の属領となっていたが、1881 年にフランスの保護領となった。第 2 次世界大戦後、フランスへの抵抗運動が広まり、1956 年には王国として独立し、1957 年には共和国となった。1987 年以降、ベン・アリ大統領による支配が長期にわたり続いたが、2010 年から 2011 年にかけて活発化した反政府デモがベン・アリ政権を崩壊させた（ジャスミン革命）<sup>3</sup>。この動きは、エジプト等、他のアラブ諸国にも広がり、長期独裁政権に対する国民の不満と結びつき、数々の政変や政治改革を引き起こした（アラブの春）。

チュニジアでは、2013 年に野党指導者が相次いで暗殺される等、イスラムの保守派と世俗派の対立が続いたが、国内の主要 4 団体（チュニジア労働総同盟、チュニジア商工業・手工業経営者連合、チュニジア人権擁護連盟、全国法律家協会）で構成される「国民対話カルテット」が仲介役となって、平和的な話し合いより政権移行を実現させた。そして、2014 年には、権力分立と基本的人権を厚く保障する民主的な憲法が制定された。2015 年 10 月、「国民対話カルテット」に対し、ノーベル平和賞が授与された。

2019 年の選挙で選出されたサイード大統領は、2021 年 7 月に議会の停止や首相の解任

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるチュニジアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2025 年版』（二宮書店、2025 年）293～295 頁、②外務省ウェブページ「チュニジア 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tunisia/index.html>）等を参照した。

<sup>3</sup> ジャスミン革命では、一青年の焼身自殺事件に端を発した反政府デモが、チュニジア全土に拡大した。軍部の離反により、ベン・アリ大統領はサウジアラビアに亡命し、23 年間続いた政権は崩壊した。ジャスミンはチュニジアを代表する花であることから、後にネットを中心に、「ジャスミン革命」と命名された。

といった「非常措置」を発動し、権力を自身に集中させた。そして 2022 年、大統領権限を大幅に強化する新憲法を国民投票により成立させた。国民投票において、新憲法は約 95% の賛成で承認されたとされているが、当該国民投票は、反対派のボイコット運動により投票率が約 30% しかなかったため、正統性や透明性には疑問が呈されている。

チュニジアは、アフリカ連合、アラブ・マグレブ連合、アラブ連盟、イスラム協力機構等に加盟しているほか、欧州（とくにフランス及びスペイン）や米国との関係を重視する外交政策を探っている。WTO には 1995 年に加盟した。

チュニジアの貿易相手国は、輸出・輸入とも、フランス及びイタリアが多い。チュニジアの主な産業は、農・漁業（オリーブ、なつめやし）、鉱業（リン鉱石）、工業（オリーブ油）、観光業等である。日本への輸出品としては、マグロ及び衣類が多い。

チュニジアの法制度は、フランス法を基礎とする大陸法の伝統と、近代的に改革されたイスラム法（シャリーア）の要素が融合した「混合法体系」に分類される。即ち、19 世紀後半からフランス保護領時代（1881～1956 年）にかけて、フランス法を範として西欧式の近代法整備が進められた。他方、家族法や相続法等の一部の分野ではイスラム法の影響が残る。しかし、1956 年の独立以降、世俗的かつ進歩的な法改革が断行された。例えば、1956 年にはイスラム法に基づくシャリーア法廷が廃止され、家庭内事項は国家法に一本化された。とりわけ 1956 年の「人的身分法典」は画期的であり、一夫多妻制の禁止や司法離婚制度の導入等、女性の権利を重視した内容となっている。

## II 憲法

### 1 総説

チュニジアでは、独立以降、1959 年憲法、2014 年憲法、そして現行の 2022 年憲法という 3 つの憲法が制定されてきた。1959 年憲法は、強力な大統領制を定めたものであったが、ジャスミン革命を経て制定された 2014 年憲法は、大統領と首相が権限を分担する半大統領制を採用し、権力分立と人権保障を重視した民主的な内容を有するものであった。しかし、この権力分立が政治的対立と政府の機能不全を招いたとされ、現行の 2022 年憲法では、大統領に権力が集中する体制へと回帰した。

チュニジアの 2022 年憲法の条文数は、全 142 条である。その主な体系は、表 1 のとおりである<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> チュニジアの 2022 年憲法のフランス語訳は、下記リンク先に掲載されている。

[https://www.jurisitetunisie.com/tunisie/codes/Constitution\\_2022/menu.html](https://www.jurisitetunisie.com/tunisie/codes/Constitution_2022/menu.html)

また、英訳は、下記リンク先に掲載されている。  
<https://www.kas.de/documents/265308/265357/English+Translation+of+the+2022+Constitution+of+Tunisia.pdf/b5a12daa-b05f-9d94-062e-9e6b228cc746?version=1.0&t=1686846575390>

表1：チュニジアの2022年憲法の主な体系

序		
第1章 総則		第1条～第21条
第2章 権利及び自由		第22条～第55条
第3章 立法機能		第56条～第57条
	第1節 人民代表議会	第58条～第80条
	第2節 全国地域・地方評議会	第81条～第86条
第4章 行政機能		第87条
	第1節 共和国大統領	第88条～第110条
	第2節 政府	第111条～第116条
第5章 司法機能		第117条～第124条
第6章 憲法裁判所		第125条～第132条
第7章 地方・地域共同体		第133条
第8章 高等独立選挙委員会		第134条
第9章 学校・教育最高評議会		第135条
第10章 憲法改正		第136条～第138条
第11章 経過規定		第139条～第142条

## 2 統治機構

### (1) 大統領

大統領は、国民による自由、直接、秘密の普通選挙によって絶対多数を得て選出される。大統領の任期は5年である。連続か否かを問わず、2期を超えて大統領に就くことはできない。大統領の立候補者は、他の国籍を有さず、父、母、父方の祖父、母方の祖父の全員が途切れることなくチュニジア人であるチュニジア人男性又は女性であり、立候補届出において40歳以上であり、かつ全ての市民的及び政治的権利を有していなければならない。

2022年憲法は、チュニジアの統治機構を、大統領に極めて強い権限を付与する「超大統領制」へと変容させた。即ち、2022年憲法の下では、大統領は国家元首であり、軍の最高司令官であると同時に、行政府の唯一の長として位置づけられる。大統領は首相及び閣僚を任意に任命・罷免する権限を有し、政府の政策を全面的に主導する。議会が内閣不信任決議を行うには、両議院の議員総数の3分の2以上の多数決議を要し、仮に議会が2度目の不信任を可決した場合、大統領は、内閣総辞職を受け入れる代わりに議会を解散し総選挙を実施することができる。このように、大統領は、議会に対して優越的地位を占めている。

また、大統領は法案提出権を有するところ、大統領の法案提出権は人民代表議会の審議において優先されるものとされている。これにより、議会は自らの立法議題よりも大統領が提

出した法案の審議を優先せざるを得ず、立法院としての主体性が著しく制限される。大統領は、特定の状況下で、法律と同等の効力を有するデクレ（大統領令）を発布する広範な権限をも有する。これにより、大統領は、事実上の立法権を掌握し、自らの政策を迅速に、かつ議会の審議を経ずに実現することができる。

さらに、2022年憲法では、大統領に対するチェック・アンド・バランス機能が著しく弱体化された。2014年憲法に存在した議会による大統領の罷免手続に関する規定は削除された一方、2022年憲法では、大統領は在任中、いかなる訴追も免れる完全な刑事免責を享受することとされた。これにより、大統領の行為に対する法的・政治的責任を問う制度的枠組みが事実上失われ、権力の濫用に対する懸念が指摘されている。

## （2）政府

2022年憲法によると、政府は、大統領が定める方針及び選択に従い、国家の一般政策の実施を確保するものとされ、また、政府は、その行為について大統領に対して責任を負う。そして、首相は、政府を指揮し、その業務を調整し、行政機関を統括するものとされている。

このように、首相を長とする政府は、大統領を補佐する役割を有するにすぎない。

## （3）議会

2014年憲法では一院制であったが、2022年憲法は二院制を導入した。即ち、2022年憲法の下では、チュニジアの議会は、人民代表議会（下院）と全国地域・地方評議会（上院）により構成される（二院制）。全国地域・地方評議会が2022年憲法により設けられた目的は、地方の声を直接反映させ二院制とすることで、従前は一院制で強大であった人民代表議会の権限と役割を弱体化させることにあった。

人民代表議会の議員は、国民による自由、直接、秘密の普通選挙によって選出される。議員の立候補者は、父又は母がチュニジア人であるチュニジア人男性又は女性であり、立候補届出日において23歳以上であり、かつ資格剥奪の対象になっていない者でなければならない。

全国地域・地方評議会は、さまざまな地域の選出代表で構成される。各地方議会の議員は、その中から3名の議員を選出し、全国地域・地区評議会において当該地域を代表させる。各地域の地方議会で選出された議員は、その中から1名の代表者を選出し、その地域を代表して全国地域・地区評議会に参加させる。

人民代表議会と全国地域・地方評議会のいずれについても、議員の任期は5年である。また、議員は、在任中、報酬の有無を問わず、他の職務との兼業が禁止され、両議院の議員の兼職も禁止される。

人民代表議会が制定する法律には、重要事項を定める組織法（*loi organique*）と通常法（*loi ordinaire*）の二種類がある。組織法は、憲法の適用、司法組織、選挙法、人権と自由等に関するものであり、その可決には、議員の絶対多数の賛成が必要である。他方、通常法

は出席議員の過半数（但し、総議員の3分の1以上）で可決できる。

2022年憲法における議会の権限は、2014年憲法下と比べて大幅に縮小された。議員による法案提出も認められるが、少なくとも10人の議員による共同提案でなければならない。また、議員提出法案については、国家の財政均衡を損なうおそれがある場合には受理されない。国家予算及び開発計画に関する法案は、地域間の均衡を確保するため、必ず、全国地域・地方評議会に付議されなければならない。予算関連法及び開発計画法は、両議院の出席議員の過半数（かつ各議院の議員総数の3分の1以上）の賛成により承認されなければならない。

以上のように、議会の大統領に対する監督機能は極めて限定的であり、議会は大統領の政策を追認する機関としての性格を強めている。

#### （4）裁判所

2022年憲法によると、裁判官の任命は、最高司法評議会の指名に基づき、大統領の命令によって行われる（120条）。司法は、法律以外のいかなる権威にも服さない裁判官によって行使される独立した機能である（117条）。裁判官は、本人の同意なしに移転されず、また解任されず、さらに停止、解職、懲戒処分を受けることもない（但し、法律で定められた場合を除く）。裁判官は刑事免責を享受し、免責が解除されない限り、監視下に置かれたり逮捕されたりすることはない（121条1項）。これらの規定からすると、チュニジアでは、司法権は独立した権力であり、裁判官の地位は十分に保障されているように見える。しかし、実際には、大統領は、裁判官の任命やキャリアを管理する最高司法評議会の構成に強い影響力を有しており、司法に対する大統領の介入が制度的に可能となっている。

本来、2014年憲法では司法の独立を担保するため最高司法評議会の設置や憲法裁判所の創設が謳われていたが、実際には憲法裁判所は長く設置されなかった。2022年憲法下においても条文上は9名の判事から成る憲法裁判所の設置が定められたものの（125条）、現在に至るまで発足していない。そのため、違憲立法審査制度は機能不全に陥っており、2021年以降の大統領の非常措置や大量の大統領令にも司法審査が及ばない状況が続いている。

### 3 人権

人権に関しては、憲法の「第2章 権利及び自由」等において、多数の条文が規定されている。憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①イスラム教については、2014年憲法では「イスラムは国家の宗教」との文言があったのに対し、2022年憲法は、上記文言を削除する一方で、「チュニジアはイスラム国家の一部」であり、国家は「民主主義体制の下で、生命、名誉、財産、宗教、自由を保護するというイスラムの目的達成に努めなければならない」と規定している（5条）。また、大統領はイスラム教徒でなければならないものとされている（88条）。

②知的財産権が明文で保障されている（29条2項）。

- ③情報アクセス権が明文で保障されている（38条）。
- ④国は、あらゆる段階における無償の公教育を受ける権利を保障するとしつつ、「若者をアラブ・イスラム的アイデンティティと国民的帰属意識に根付かせる」ものとしている（44条2項）。
- ⑤環境権（47条）、飲料水の提供及び水資源の保全（48条）についての明文規定がある。
- ⑥スポーツの支援及びレクリエーション施設の提供（50条）についての明文規定がある。
- ⑦女性（51条）、子ども（52条）、高齢者（53条）、障害者（54条）の保護についての明文規定がある。
- ⑧憲法上の権利及び自由につき、「法律の留保」が規定されている（55条）。

### III 民法

#### 1 債務及び契約法典 (Code des Obligations et des Contrats)

1907年にフランス保護領時代に制定され、その後も改正を重ねて現在に至る「債務及び契約法典」は、チュニジア私法の根幹をなすものである。フランス民法典をモデルとしており、債権・債務関係全般を規律する。

その内容は、契約の成立（申込と承諾）、有効要件（当事者の能力、意思表示の合致、目的の適法性）、契約の効力、債務不履行等に関する規定を含む。また、同法典は、契約責任だけでなく、不法行為責任についても規定している。

#### 2 物権法典 (Code des Droits Réels)

1965年に制定された「物権法典」は、物に対する直接的・排他的な支配権である物権に関するルールを定めている。所有権のほか、地上権、地役権、使用権、居住権、抵当権等について規定されている。

所有権の範囲については、土地の所有権は、法律又は契約に別段の定めがない限り、その土地の上空及び地下にも及ぶとされている。所有権の取得原因としては、売買・贈与といった契約のほか、相続、そして取得時効が定められている。取得時効は、不動産又は不動産上の物権を、所有の意思をもって、平穏、公然、かつ継続して15年間占有することによって成立する。

土地法制に関しては、外国人の土地所有について重要な規制が存在する。自然人・法人を問わず、外国人による土地の所有は、工業、商業、観光、居住等の目的で利用される非農業地に限定されている。農業用地については、外国人が所有権を取得することは法律で禁止されており、認められるのは長期のリースのみである。これは、国の食料安全保障と農地の保護を目的とした政策的配慮に基づく規制である。

#### 3 人的身分法典 (Code du Statut Personnel)

チュニジアの「人的身分法典」は、独立後のチュニジアが築き上げてきた「近代的・世俗的」な国家アイデンティティの根幹をなす、極めて象徴的な存在である。その先進性は、イスラム法（シャリーア）を完全に排除するのではなく、近代的な価値観に沿って「再解釈」するという独自のアプローチを採った点にある。

1956年8月13日、独立からわずか5か月後に公布されたこの法典は、当時のチュニジア政府による国家主導の近代化プロジェクトの核心であった。その内容は、当時のアラブ・イスラム世界において画期的といえるものであった。主な改革点として、以下のものが挙げられる。

①一夫多妻制の完全な禁止：4人までの妻帯を認めるイスラム法の伝統的解釈を明確に否定し、重婚を犯罪とした。

②離婚制度の司法化：夫が一方的な意思表示で離婚を成立させることができた伝統的なタラークを廃止し、離婚は裁判所の手続を通じてのみ成立することとした。また、夫と妻に対等な離婚請求権を認めた。

③婚姻の最低年齢の設定：女子17歳、男子20歳（現在では、男女いずれも18歳に改正されている）という最低婚姻年齢を定め、児童婚を防止した。

④婚姻における当事者の同意：強制結婚を禁止し、婚姻の成立には男女双方の明確な同意が必要であるとした。

これらの改革の正当性を確保するために用いられた手法は、シャリーアの完全な否定ではなく、その近代的な再解釈であった。例えば、コーランは複数の妻を公平に扱うことを一夫多妻制の条件としているものの、人間にはそれが不可能である以上、一夫一婦制こそがコーランの真の精神に合致するという解釈である。このアプローチにより、人的身分法典はイスラムの伝統と断絶するのではなく、それを時代に合わせて発展させるものとして位置づけられ、国内での正統性を獲得した。この結果、人的身分法典はチュニジアの独自の国民的アイデンティティの礎となり、近隣諸国とは一線を画す存在となった。その重要性は、ジャスミン革命後の2014年憲法においても再確認され、同憲法は人的身分法典によってもたらされた女性の「既得権」を国家が保障することを明記した。

しかし、革命後の政治的自由化の中で、人的身分法典はイデオロギー対立の象徴となった。世俗派やフェミニスト団体は、人的身分法典を宗教的保守主義への防波堤として擁護する一方、イスラム主義勢力の一部は、人的身分法典をシャリーアの原則から逸脱したものとして批判し、人的身分法典の改正を試みてきた。

#### IV 会社法

チュニジアに投資しようとする外国企業は、チュニジアに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業の支店又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するチュニジア法人である。これに対し、外国企業の支店及び駐在員事

務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、市場調査及び連絡の業務のみを行うことができ、事業活動そのものは行うことができない。

チュニジアで設立が認められている主な会社としては、表 2 のものがある<sup>5</sup>。有限責任会社の出資者が一人の場合、有限責任一人会社(*société unipersonnelle à responsabilité limitée*, SUARL) という形態もある。

表 2 : チュニジアで設立が認められている主な会社

名称／フランス語	説明
有限責任会社／ <i>société à responsabilité limitée</i> (SARL)	出資者は出資額の限度で責任を負う。出資者の数は 2~50 名。最低資本金額は、1,000TND。出資持分の譲渡には、他の出資者の同意が必要である。業務執行者は、自然人でなければならない。少額の資本金でも設立が可能であり、小規模の企業に適する。チュニジアで最もよく利用されている会社形態である。保険会社、銀行等は、有限責任会社となることはできない。
株式会社／ <i>société anonyme</i> (SA)	株主は出資額の限度で責任を負う。7 名以上の株主により設立。最低資本金額は、5,000TND。株式の譲渡制限がなく、公募による資金調達も可能なため、大規模事業に適する形態である。取締役会が選出した会長が経営・管理業務を行う「取締役会設置株式会社」(3~12 名の取締役が必要) と、経営委員会が経営業務を行い監査委員会が監督業務を行う「経営委員会設置株式会社」(5 名以下の経営委員が必要) がある。

## V 民事訴訟法

### 1 訴訟

チュニジアの司法制度はフランス型のピラミッド構造を採用している。最下級には、各地域に 51 か所設置された「地区裁判所」(Tribunaux de District) があり、軽微な民事事件や労働・国籍に関する争い、小額訴訟等を単独判事が審理する。その上位には、各県に 1 か所ずつ、「第一審裁判所」(Tribunaux de Première Instance) が置かれ、通常 3 人の職業裁判官の合議体で一般民事・商事事件を審理する。第一審裁判所は、地区裁判所判決の控訴審としても機能し、事件の大小にかかわらず幅広い管轄権を有する中核的裁判所である。さらにその上には、数か所の控訴院 (Cour d'Appel) があり、第一審裁判所の判決に対する控訴を審理する。最上級には、破棄院 (Cour de Cassation) が首都チュニスに設置されており、控訴院の判決に法令解釈の誤りがある場合等に上告を受理して審理する。破棄院は、事実審

<sup>5</sup> 橋本明ほか著「フランス語圏のアフリカ諸国における法務（中）」(『国際商事法務 Vol.43, No.9』(国際商事法研究所、2015 年) 所収) 1311~1312 頁。

ではなく法令解釈の統一を目的とした裁判所であり、判決の破棄差戻しによって下級審の誤りを是正する機能を担う。

チュニジアの「民事・商事訴訟法典」は、フランス法系の職権探知主義・書面主義を基調とする。訴訟手続は、まず原告が管轄裁判所に訴状を提出して始まり、被告への呼出状の送達後、裁判官主導で審理が進められる。争点整理や証拠提出は期日を通じて行われ、書証や宣誓供述書が重視される。証人尋問も行われるが、英米ほど頻繁ではなく、主に書証と当事者及び弁護士の法的主張に基づき、裁判官が心証を形成する。

## 2 仲裁

チュニジアは、UNCITRAL モデル法 1985 年版に準拠した「仲裁法典」を有するほか、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)に加盟しているため、原則として、外国の仲裁機関による仲裁判断のチュニジアでの承認・執行が可能である。また、投資紛争解決については、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(ICSID 条約)に加盟しているため、ICSID 仲裁裁定のチュニジアでの執行が可能である。

チュニジア国内には、紛争解決サービスを提供する常設仲裁機関として「チュニス調停・仲裁センター」(Centre de Conciliation et d'Arbitrage de Tunis, CCAT) が存在する。同センターは 1993 年に設立されたが、2011 年のジャスマイン革命を経て民間主導の機関として再出発し、北アフリカ地域における国際仲裁の拠点となることを目指している<sup>6</sup>。

## VI 刑事法

### 1 刑法

チュニジア刑法典は、1913 年にフランス保護領時代に制定されたもので、フランス刑法典をモデルとしている。その後、独立を経て数々の改正が加えられてきたが、その基本的な構造は維持されている。犯罪は、その重大性に応じて重罪、軽罪、違警罪に分類される。刑法典は、国家の安全に対する罪、公務員に対する罪、個人の生命・身体・財産に対する罪等、伝統的な犯罪類型を網羅している。チュニジア刑法典には、個人の私的な領域に介入し、特定の道徳観を強制する規定も含まれている。例えば、刑法典 230 条は、合意の上での同性間の性行為を犯罪とし、最長 3 年の禁固刑を科すことを定めている。この条文は死文化しておらず、実際に執行されており、性的マイノリティに対する人権侵害であるとの批判がある。

現代的な脅威に対応するための特別法も制定されている。特に、2015 年に制定された「テロ対策法」は、テロ行為の定義を広げ、テロ組織への参加やテロの扇動、テロリストへの資

<sup>6</sup> <https://www.africanlawbusiness.com/news/5637-tunisia-relaunched-arbitration-centre-hopes-to-be-a-realistic-challenger/>

金提供等を厳しく罰する規定を設けている。この法律は、通常の刑事手続とは異なり、司法警察により広範な捜査権限を与え、被疑者を起訴前に長期間（最長 15 日間）拘束することを認める等、人権上の懸念も指摘されている。

## 2 刑事訴訟法

チュニジア刑事訴訟法典もまた、フランス法の影響を受けている。チュニジアの刑事手続はフランス法に由来する糾問主義的手続で、予審判事制度が採用されている。重罪については、検察官が捜査開始を申し立てると裁判所から独立した予審判事が任命され、予備審問手続を主導する。予審判事は、強制捜査の許可、証拠収集、被疑者・証人の尋問等を行い、犯罪の嫌疑が固まれば訴追決定を下して公判に付す。比較的軽微な事件（軽罪・違警罪）では予審を経ず、検察官が直接起訴し、地区裁判所又は第一審裁判所で即時審理される。刑事訴訟法典により、被疑者・被告人には、逮捕時にその理由と容疑を告知される権利、黙秘権、そして弁護人選任権等が保障されている。起訴前の勾留期間には厳格な制限が設けられており、軽罪の場合は最長 48 時間（検察官の命令により、1 回だけ 24 時間の延長が可能）、重罪の場合も最長 48 時間（検察官の命令により、1 回だけ 48 時間の延長が可能）と定められている（但し、前述の通り、テロ関連事件については、司法審査を経た上で最長 15 日間という長期の勾留が認められる例外規定がある）。

しかし、これらの法定手続が常に遵守されているわけではないという指摘が、国内外の人権団体からなされている。特に、警察署での取調べ段階における被疑者への虐待・拷問や、弁護人ととの接見が不当に妨害されるといった問題が報告されている。

## VII おわりに

チュニジアの法制度は、フランス法の影響を受けた近代的な法体系と、イスラム世界において最も先進的と評される「人的身分法典」を有するという進歩的な側面を持っている。また、ジャスミン革命後には、外国投資を促進するための法制度が整備される等、経済のグローバル化に対応するための努力も続けられてきた。

しかし、その一方で、2022 年憲法の制定による超大統領制への移行は、権力分立の原則を大きく後退させた。大統領への権力集中、議会の機能の形骸化、そして司法の独立に対する政治的圧力の増大は、法の支配を根底から揺るがしている。

これらの矛盾と緊張関係が今後どのように展開していくかが、チュニジアの法的・政治的発展の方向性を決定づけるであろう。法の支配と民主主義の原則を再確立できるか、それとも権威主義的な統治が法制度を完全に従属させるのか、チュニジアは今、重大な岐路に立たれている。今後も、チュニジアの法制度の動向について注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.53 No.10』（国際商事法研究所、2025年、原題は「世界の法制度〔アフリカ編〕第8回 チュニジア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。